

[事案 2020-111] がん診断給付金等支払請求

・令和3年1月29日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める支払事由に該当しないことを理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、がん診断給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術を受け、高度異型を伴う管状腺腫と診断確定されたので、平成13年3月に契約したがん保険にもとづき、がん診断給付金およびがん手術給付金を請求したところ、約款に定める「悪性新生物」には該当しないとして、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、本疾病は約款に定める「悪性新生物」に該当するので、給付金を支払ってほしい。

- (1) 診断書によれば、本疾病の病名は「大腸ポリープ」で、組織学的壁深達度は粘膜を意味する「M」、cTNM 分類は「上皮内癌：粘膜固有層に浸潤」を意味する「T (IS)」と記載され、「非浸潤癌・上皮内癌」に丸が付けられている。
- (2) 「管状腺腫」と「管状腺腫 NOS」は異なるので、「管状腺腫 NOS」にもとづく判断はできない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、本疾病は約款に定める「悪性新生物」には該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款では、がん診断給付金の支払事由を「別表に定める悪性新生物に罹患したと病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき」と定めており、また、がん手術給付金の支払事由の中に「がん診断給付金の支払事由に該当すること」と定めている。
- (2) 約款別表では「悪性新生物は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の下記とし、分類項目の内容は厚生省大臣官房統計情報部編『疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠』による」と定めており、「下記」と列挙された分類項目中に「上皮内新生物：基本分類コード D00-D09」との記載がある。
- (3) 病理組織検査結果によれば、申立人の疾病は「高度異型を伴う管状腺腫」であるが、ICD-10（2003年版）準拠における管状腺腫は「D12.6 結腸、部位不明」に該当するので、D00-D09には当てはまらない。
- (4) また、ICD-10（2003年版）準拠における「管状腺腫 NOS」は「M8211/0」とされているが、末尾「/0」の疾病は良性新生物を意味するので悪性新生物には当てはまらない。「NOS」は、「特に指定のない」「管状腺腫という以外には特に記載がない」を意味する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、がん診断給付金およびがん手術給付金の支払いは認められず、その他保険

会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。